

我孫子市労働者に対する賃金等支払報告書作成マニュアル
一人親方向け（第6版）／工事等
令和5年4月更新

～ 目 次 ～

第1	賃金等支払報告書	…	1
1	報告書の目的	…	1
2	報告書の作成	…	1
3	添付書類	…	1
4	報告書の提出	…	2
5	報告書の照会・回答	…	2
6	報告書結果の通知	…	3
第2	賃金等支払報告書の記入方法		
1	回目の欄	…	3
2	提出日の欄	…	3
3	契約内容の各欄	…	3
4	報告者情報の各欄	…	3
5	賃金等支払算定期間の欄	…	3
6	賃金等支払日の欄	…	3
7	報告書作成日の欄	…	3
8	番号 (A) の欄	…	3
9	労働者等の氏名 (B) 及び9-2 居住地 (我孫子市) (b) の欄	…	3
10	請負労働者 (C) の欄	…	4
11	従事職種 (D) の欄	…	4
12	労務報酬下限額 (E) の欄	…	4
13	就業規則に基づく年間所定労働時間 (F) の欄	…	5
14	就業規則に基づく1日の所定労働時間 (G) の欄	…	5
15	労働日数 (H) の欄	…	5
16	労働時間数 (I) の欄	…	5
17	うち割増賃金対象労働時間数 (J) の欄	…	5
18	本契約に係る労働時間数 (K) の欄	…	6
19	うち割増賃金対象労働時間数 (L) の欄	…	6
20	基本給 (M) の欄	…	6
21	定期に支給される手当等 (N) の欄	…	6
22	本契約にのみ支給された手当等 (O) の欄	…	6
23	臨時の給与額 (Q) の欄	…	6
24	支払実績賃金単価 (R) の欄	…	6
25	判定 (S) の欄	…	6
26	「×」の場合の理由 (T) の欄	…	6
	表4 職種一覧	…	7
第3	その他		
	各様式及び記入要領	…	13

はじめに

このマニュアルは、我孫子市公契約条例（以下「条例」という。）に該当する公契約のうち条例第2条第5号ウに該当する従事者（一人親方）に係る「我孫子市労働者に対する賃金等支払報告書」（以下「報告書」という。）の作成方法、提出方法等を具体的に記載したものです。報告書の作成に当たっては、このマニュアルを参照し、正確に記載してください。

条例全般に関する事項は、「我孫子市公契約条例の手引」をご覧ください。

第1 賃金等支払報告書

1 報告書の目的

条例では、我孫子市と公契約を締結した受注者及び受注関係者（受注者と下請の関係にある事業者をいう。）に対して、当該受注者及び受注関係者が雇用する労働者に市が定める**労務報酬下限額**（5 ページ参照）以上の賃金の支払いを義務付けています。

報告書は、公契約に従事する労働者等*の賃金が我孫子市公契約条例（以下「条例」という。）に基づき定めた労務報酬下限額以上であるかを確認するものです。

そのため我孫子市と公契約を締結した受注者は、条例に基づき「我孫子市労働者に対する賃金等支払報告書（工事又は製造の請負の契約）」（様式第1号。13 ページ参照）を作成し、市長に報告しなければなりません。

※公契約に従事する労働者等には、下請事業者の労働者も含まれます。従って、公契約に係る業務の一部を下請事業者として請負う場合には、元請事業者から条例の対象となることについて十分な説明を受けてください。下請け業務を再委託する場合も同様です。

2 報告書の作成

報告書の作成は、請負契約に基づく請負代金の収受の形態により次によります。

(1) 完了払いの場合 履行期間（請負期間）全期間について1枚で作成します。

(2) 月毎の出来高による場合 月毎に作成します。

(3) 一定期間の出来高による場合 一定期間毎に作成します。

報告書は、一人親方自身が作成します。報告書の様式は、市のホームページから次の方法により入手できます。

入札・契約情報>公契約条例>我孫子市公契約条例の手引>賃金等支払報告書

報告書の様式を市のホームページから取得できない方は、市（資産管理課契約係）にてお受け取りください。

3 添付書類

報告書には、一人親方が受注者や受注者の下請負者と締結した**請負契約書**や**発注書**の写しを添付します。

なお、請負契約等の内容が公契約以外の業務を含む場合は、請負額の下に赤字で「うち公契約の請負額〇〇〇円」と記入します。

4 報告書等の提出

(1) 提出期限

請負契約が完了する日の属する月の翌々月 10 日までに提出を原則としますが、報告書の作成形態が2(2)又は(3)の場合は、適宜^{*}とします。この場合は、市の指示に従ってください。

※の場合の基本的な提出期限

	報告対象	提出期限
1 回目	4 月分	6 月 10 日
2 回目	5 月分から 9 月分まで	11 月 10 日
最終回	10 月分から翌年 3 月分まで	5 月 10 日
複数年度契約の場合、初年度を除き 1 年度分を翌年 5 月 10 日まで		

(2) 提出先・問合せ先

報告書等は、受注者（元請）を經由して提出します。ただし、次の手順をとることで直接市に提出することができます。

ア 一人親方は、「我孫子市公契約に係る賃金等支払報告申出書（様式第 3 号。15 ページ参照）」を受注者（元請）に提出します。

イ 受注者（元請）は、「受注関係者による賃金等支払報告の申出に係る報告書（様式第 4 号。16 ページ参照）」に①様式第 3 号を添えて市に提出します。

※様式第 3 号・第 4 号は、1 つの契約で当初に 1 度だけ提出します。

ウ 一人親方は、報告書（様式第 1 号。13 ページ参照）を市に提出します。

〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子 1858 番地

我孫子市役所資産管理課契約係

TEL 04-7185-1111（内線 527）

FAX 04-7186-1555

E-mail choutatsu@city.abiko.chiba.jp

5 報告書の照会・回答

市は、提出された報告書について確認や訂正が必要な場合、書面により、受注者又は受注関係者に照会します。

受注者又は受注関係者は、照会事項について市の指示に従い回答してください。

ただし、訂正内容が誤字脱字等（賃金台帳と照らし誤りが明らかな場合を含む。）の簡易な場合は、市の担当者が職権で訂正します。

6 報告書結果の通知

市は、報告書の内容を確認後、報告結果を受注者及び一人親方に送付します。

報告結果は、問題がない場合は「適正」とし、問題がある場合は、その内容及び内容に対する対応を指示について記載します。

第2 賃金等支払報告書の記入方法

報告書の記入方法は、次のとおりです。記入要領(14 ページ)と併せて参考にしてください。

1 回目の欄 … 「1」と記入します。

2 提出日の欄 … 報告書を提出する日付を記入します。

3 契約内容の各欄

(1) 契約番号 … 公契約の契約番号を記入します。

(2) 契約件名 … 公契約の契約名称を記入します。

(3) 履行期間 … 受注者や下請負者と結んだ請負契約等の履行期間を記入します。

(4) 履行場所 … 公契約の施行場所や実施場所を記入します。

4 報告者情報の各欄

(1) 元請・下請の別 … 下請を○囲みし、(次)内に下請負の次数を記入します。

(2) 商号又は名称、代表者の氏名、事務所の所在地 … 社名、代表者の肩書・氏名、郵便番号、住所を記入します。代表者印や社印(角印)は不要です。

(3) 記入者 … 報告書を作成した者の氏名を記入します。

(4) 連絡先 … 記入者の電話・FAXの番号、メールアドレスを記入します。

5 賃金等支払算定期間の欄 … 前述3の(3)の履行期間を記入します。一人親方の場合は、月毎に分割する必要はありません。

6 賃金等支払日の欄 … 請負代金が支払われた日付を記入します。

7 報告書作成日の欄 … 報告書を作成した日付を記入します。

8 番号(A)の欄 … 記入不要

9 労働者の氏名(B)の欄 … 本名又は数字やアルファベット、ニックネームを記入します。

9-2 居住地(我孫子市):(b)の欄

B欄の対象労働者の居住地を確認します。対象労働者が我孫子市内に居住(我孫子市に住所

がある) する場合は「○」を記入します。我孫子市外の場合は、空欄です。

※この欄は、公契約条例に関する特記事項第3条第6項に規定する「労働者等について市民雇用に努める。」に関し、その状況を把握するためのものです。

10 請負労働者(C)の欄 … 「○」を記入します。

11 従事職種(D)の欄

一人親方が自分の技能・資格、肉体的条件、作業での役割に基づき、職種一覧(表4)や工事等の見習い・手元等(表2)から従事職種を選択し、職種番号を記入します。選択に際しては、次の(1)から(4)を参考にします。

なお、職種名称は、我孫子市が独自に定めたもので、他での使用を強制しません。また、一人親方がふだん用いる名称と違って問題はありません。

(1) 相当程度の技能や必要な資格、高度の肉体的条件を有し、作業の主体的業務を直接行う場合

表4の職種No.1及びNo.4～No.47のうち該当する職種(一般技能労働者)を選択

(2) 普通の技能や普通の肉体的条件を有し、各職種で必要とされる補助的作業を直接行う場合

表4の職種No.2「普通作業員」を選択

(3) 各職種で人力による軽易な補助的作業を直接行う場合

表4の職種No.3「軽作業員」を選択

(4) 見習や手元、年金受給者の場合

「見習」又は「手元」、「年金」のいずれかを選択

(2)、(3)、(4)は、親方の元で弟子や見習い等として技能取得中の者ですが、親方と雇用関係がない場合とします。

12 労務報酬下限額(E)の欄

D欄で記入した職種に応じ表1又は表2に示す労務報酬下限額を記入します。ただし、契約期間が複数年度にわたる場合は、当該契約の履行期間初日の属する年度の労務報酬下限額をその期間中において適用します。従って、令和4年度以前にした契約に係る労務報酬下限額については、同表に記載の額と異なります。確認が必要な場合は、お問合せ(2ページ参照)ください。市ホームページからも確認できます。

入札・契約情報>公契約条例>労務報酬下限額>労務報酬下限額(告示)

<表1 令和5年度 工事等（1時間当たり）>

単位：円

No.	職 種	労務報酬下限額	No.	職 種	労務報酬下限額
1	特殊作業員	2, 5 1 0	26	高級船員	3, 0 5 0
2	普通作業員	2, 1 1 0	27	普通船員	2, 4 2 0
3	軽作業員	1, 4 9 0	28	潜水士	4, 1 1 0
4	造園工	2, 2 0 0	29	潜水連絡員	3, 0 3 0
5	法面工	2, 6 6 0	30	潜水送気員	2, 9 7 0
6	とび工	2, 8 2 0	31	山林砂防工	2, 6 9 0
7	石工	2, 7 5 0	32	軌道工	5, 0 9 0
8	ブロック工	2, 5 3 0	33	型わく工	2, 5 6 0
9	電工	2, 4 5 0	34	大工	2, 5 6 0
10	鉄筋工	2, 8 7 0	35	左官	2, 7 8 0
11	鉄骨工	2, 5 0 0	36	配管工	2, 3 6 0
12	塗装工	2, 8 9 0	37	はつり工	2, 5 6 0
13	溶接工	2, 9 4 0	38	防水工	2, 9 4 0
14	運転手（特殊）	2, 5 1 0	39	板金工	2, 9 1 0
15	運転手（一般）	2, 2 4 0	40	サッシ工	2, 6 6 0
16	潜かん工	3, 1 1 0	41	内装工	2, 7 8 0
17	潜かん世話役	3, 6 9 0	42	ガラス工	2, 6 4 0
18	さく岩工	3, 1 3 0	43	ダクト工	2, 3 4 0
19	トンネル特殊工	3, 0 9 0	44	保温工	2, 3 1 0
20	トンネル作業員	2, 5 3 0	45	設備機械工	2, 3 3 0
21	トンネル世話役	3, 4 0 0	46	交通誘導警備員A	1, 5 8 0
22	橋りょう特殊工	3, 0 6 0	47	交通誘導警備員B	1, 3 8 0
23	橋りょう塗装工	3, 1 2 0			
24	橋りょう世話役	3, 5 3 0			
25	土木一般世話役	2, 5 8 0			

※職種No.は、国が示す番号と異なっています。必ずこの表の番号を使用してください。

※交通誘導警備員について、一般の委託業務の賃金（千葉県最低賃金の額）と混同するケースがあります。必ずこの表及び職種一覧（7～11ページ参照）に基づく賃金を確保してください。

<表2 令和5年度 工事等の見習・手元等（1時間当たり）>

工事等のうち、次の者の労務報酬下限額は、 <u>1, 0 4 3 円</u>
(1) 労働者等が合意した上で使用者が「見習」や「手元」等と判断する者
(2) 年金等の受給のため、労働の対価を調整している者

13 就業規則に基づく年間所定労働時間(F)の欄

14 就業規則に基づく1日の所定労働時間(G)の欄

} 記入不要

15 労働日数(H)の欄… 賃金等支払算定期間における、実際に労働した日数を記入します。

16 労働時間数(I)の欄 …賃金等支払算定期間における、実際の労働時間の合計を記入します。

17 うち割増賃金対象労働時間数(J)の欄 … 記入不要

18 本契約に係る労働時間数(K) の欄

…公契約のみに係る労働時間の合計を記入します。

一人親方は、あらかじめ公契約に係る日ごとの労働時間を記録しておきます。

※労働時間の記録方法は、13 ページのメモを利用してください。

労働時間数の「分」は、15 分の場合 0.25 時間、30 分の場合 0.5 時間、45 分=0.75 時間で、その他は〇分/60 分で少数点以下 2 位まで (3 位四捨五入) で記載してください。

19 うち割増賃金対象労働時間数(L) の欄 … 記入不要

20 基本給(M) の欄 …公契約について、請負の成果や出来高として支給された額を記入します。

21 定期に支給される手当等(N)の欄

22 本契約にのみ支給された手当等(O)の欄

23 臨時の給与額(Q) の欄 (①の期間中に支払われた臨時の給与額

} 記入不要

24 支払実績賃金単価(R) の欄

計算式=「基本給(M)」÷「本契約に係る労働時間数(K)」(小数点第 2 位を四捨五入)

労働時間数の「分」は、15 分の場合 0.25 時間、30 分の場合 0.5 時間、45 分=0.75 時間で、その他は〇分/60 分で少数点以下 2 位まで (3 位四捨五入) で記載してください。

25 判定(S) の欄

支払実績賃金単価と労務報酬下限額を比較し、次のとおり判定します。

支払実績賃金単価(R) \geq 労務報酬下限額(E) → 「○」判定

支払実績賃金単価(R) $<$ 労務報酬下限額(E) → 「×」判定

※職種別の労務報酬下限額は、5 ページを参照 (令和 4 年度以前に契約をした公契約については、市又は市ホームページで確認してください。) してください。

26 「×」の場合の理由(T) の欄

支払実績賃金単価が下限額を下回った場合は、理由と対応を記入します。

判定結果が×の場合、条例違反となりますので注意が必要です。この場合は、あらかじめ市(資産管理課契約係)に連絡してください。

<表 4 職種一覧>

職種No./職種名	定義・作業内容
01 特殊作業員	<p>1. 相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次の作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) 軽機械（道路交通法第 84 条に規定する運転免許並びに労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格及び技能講習の修了を必要とせず、運転及び操作に比較的熟練を要しないもの）を運転又は操作して行う次の作業</p> <p>① 機械重量 3 t 未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転若しくは操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬</p> <p>② 吊上げ重量 1 t 未満のクローラクレーン、吊上げ重量 5 t 未満のウインチ等を運転又は操作して行う資材等の運搬</p> <p>③ 機械重量 3 t 未満の振動ローラ（自走式）、ランマー、タンパ等を運転又は操作して行う土砂等の締固め</p> <p>④ 可変式ミキサ、バイブレータ等を運転又は操作して行うコンクリートの練上げ及び打設</p> <p>⑤ ピックブレーカ等を運転又は操作して行うコンクリート、舗装等の取壊し</p> <p>⑥ 動力草刈り機を運転又は操作して行う機械除草</p> <p>⑦ ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転又は操作</p> <p>⑧ コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転又は操作</p> <p>(2) 人力による合材の敷均し及び舗装面の仕上げ</p> <p>(3) ダム工事において、グリズリホップ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転又は操作して行う骨材の製造、貯蔵又は運搬</p> <p>(4) コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>2. その他、相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>1. 普通の技能及び肉体的条件を有し、主として次の作業を行うもの</p> <p>(1) 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等</p> <p>(2) 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等</p> <p>(3) 人力による小規模な作業（例えば、標識、境界杭等の設置）</p> <p>(4) 人力による芝はり作業（公園等の苑地面を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く。）</p> <p>(5) 人力による除草</p> <p>(6) ダム工事での骨材の製造、貯蔵又は運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</p> <p>2. その他、普通の技能及び肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>1. 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <p>(1) 軽易な清掃又は後片付け</p> <p>(2) 公園等における草むしり</p> <p>(3) 軽易な散水</p> <p>(4) 現場内の軽易な小運搬</p> <p>(5) 準備測量、出来高管理等の手伝い</p> <p>(6) 仮設物、安全施設等の小物の設置又は撤去</p> <p>(7) 品質管理のための試験等の手伝い</p> <p>2. その他、各種作業において主として人力による軽易な補助的業務を行うもの</p>
04 造園工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次の作業について、主体的業務を行うもの</p> <p>1. 樹木の植栽又は維持管理</p> <p>2. 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事で次の作業</p> <p>(1) 芝等の地被類の植付け</p> <p>(2) 景石の据付け</p> <p>(3) 地ごしらえ</p>

	<p>(4) 園路又は広場の築造</p> <p>(5) 池又は流れの築造</p> <p>(6) 公園設備の設置</p>
05 法面工	<p>法面工事について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次の作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) モルタルコンクリート吹付機又は種子吹付機の運転</p> <p>(2) 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形又は金網・鉄筋張り作業</p> <p>(3) モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ</p>
06 とび工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次の作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) 足場又は支保工の組立、解体等（コンクリート橋又は鉄橋の桁架設に係るものを除く。）</p> <p>(2) 木橋の架設等</p> <p>(3) 杭、矢板等の打ち込み又は引き抜き（杭打機の運転を除く。）</p> <p>(4) 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等</p> <p>(5) 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く。）</p> <p>(6) 鉄骨材の捲揚（クレーンの運転を除く。）</p>
07 石工	<p>石材の加工等について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次の作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) 石材の加工</p> <p>(2) 石積み又は石張り</p> <p>(3) 構造物表面のはつり仕上げ</p>
08 ブロック工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平版等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの</p>
09 電工	<p>電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物並びに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次の作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付け又は撤去</p> <p>(2) 電線、電線管等の取付け、据付け又は撤去</p> <p>（「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状又は認定証の交付を受けていることをいう。）</p> <p>① 第1種電気工事士</p> <p>② 第2種電気工事士</p> <p>③ 認定電気工事従事者</p> <p>④ 特殊電気工事資格者</p>
10 鉄筋工	<p>鉄筋の加工組み立てについて相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>
11 鉄骨工	<p>鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H. T. ボルト締め又は建方及び建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するもの及び鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等又は鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く。）</p>
12 塗装工	<p>塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立又は解体に従事するもの及び橋りょう塗装工に該当するものを除く。）</p>
13 溶接工	<p>溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）又は切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く。）</p>
14 運転手 (特殊)	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許又は労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転及び</p>

	<p>操作に熟練を要するもの)の運転及び操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転又は操作して行う次の作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) 機械重量3 t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレップドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬</p> <p>(2) 吊上げ重量1 t以上のクレーン装置付きトラック・クローラクレーン・トラッククレーン、ホイールクレーン、吊上げ重量5 t以上のウインチ等を運転又は操作して行う資材等の運搬</p> <p>(3) ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3 t以上の振動ローラ(自走式)、スタビライザ、モータグレーダ等を運転又は操作して行う土砂等のかきならし又は締固め</p> <p>(4) コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転又は操作して行う路面等の舗装</p> <p>(5) 杭打機を運転又は操作して行う杭、矢板等の打込み又は引抜き</p> <p>(6) 路面清掃車(3輪式)、除雪車等の運転又は操作</p> <p>(7) コンクリートポンプ車の運転又は操作(筒先作業は除く。)</p>
15 運転手 (一般)	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許(大型免許、中型免許、普通免許等)を有し、主として機械を運転又は操作して行う次の作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) 資機材の運搬のための貨物自動車の運転</p> <p>(2) 専ら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転</p> <p>(3) 機械重量3 t未満のトラクタ(ホイール型)・トラクタショベル(ホイール型)・バックホウ(ホイール型)等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬</p> <p>(4) 吊上げ重量1 t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転又は操作して行う資材等の運搬</p> <p>(5) アスファルトディストリビュータを運転又は操作して行う乳剤の散布</p> <p>(6) 路面清掃車(4輪式)の運転又は操作</p>
16 潜かん工	<p>加圧された密室内における作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、潜かん又はシールド(圧気)内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの</p>
17 潜かん世話役	<p>加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事又はシールド工事(圧気)について専ら指導的な業務を行うもの</p>
18 さく岩工	<p>岩掘削作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、爆薬及びさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業(坑内作業を除く。)について主体的業務を行うもの</p>
19 トンネル特殊工	<p>坑内における作業について相当程度の技能及び肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における次の作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) ダイナマイト及びさく岩機を使用する爆破掘削</p> <p>(2) 支保工の建込、維持、点検等</p> <p>(3) アーチ部、側壁部及びインバートのコンクリート打設等</p> <p>(4) ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等</p> <p>(5) アーチ部及び側壁部型枠の組立て、取付け、除去等</p> <p>(6) シールド工事(圧気を除く。)における各種作業</p>
20 トンネル作業員	<p>坑内における作業について普通の技能及び肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次の作業を行うもの</p> <p>(1) 各種作業についての補助的業務</p> <p>(2) 人力による資材運搬等</p> <p>(3) シールド工事(圧気を除く。)における各種作業についての補助的業務</p>
21 トンネル世話役	<p>トンネル坑内における作業について相当程度の技能を有し、専ら指導的な業務を行うもの</p>

22 橋りょう特殊工	<p>橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次の作業（工場製作に係るもの及び工場内における仮組立てに係るものを除く。）について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) PC橋の製作のうち、グラウト、シーズ及びケーブルの組立、緊張、横締め等</p> <p>(2) コンクリート橋又は鋼橋の桁架設及び桁架設用仮設備の組立、解体、移動等</p> <p>(3) コンクリート橋又は鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等</p>
23 橋りょう塗装工	<p>橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む。）について主体的業務を行うもの</p>
24 橋りょう世話役	<p>橋りょう関係作業について相当程度の技能を有し、専ら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く。）</p>
25 土木一般世話役	<p>土木工事及び重機械の運転又は操作について相当程度の技能を有し、専ら指導的な業務を行うもの（17 潜かん世話役、21 トンネル世話役又は 24 橋りょう世話役に該当するものを除く。）</p>
26 高級船員	<p>海面での工事における作業船（土運搬、台船等の雑船を除く。）の各部門の長又は統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする。</p> <p>船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く。）</p> <p>（以下の水面は、海面に含める（27 普通船員、28 潜水士、29 潜水連絡員及び 30 潜水送気員について同様）</p> <p>① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面</p> <p>② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内的の水面</p> <p>③ 港湾法第4条により指定された港湾区域内的の水面</p>
27 普通船員	<p>海面での工事における作業船（土運搬、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの</p>
28 潜水士	<p>潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水機を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの</p> <p>（潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む。）</p> <p>「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう。</p>
29 潜水連絡員	<p>潜水士と連絡等をするもので、次の業務等を行うもの</p> <p>(1) 潜水士と連絡して、潜降及び浮上を適正に行わせる業務</p> <p>(2) 潜水送気員と連絡して、所要の送気を行わせる業務</p> <p>(3) 送気設備の故障等により危害の恐れがあるとき、直ちに潜水士に連絡する業務</p>
30 潜水送気員	<p>潜水士への送気の調整を行うための弁又はコックを操作する業務等を行うもの</p>
31 山林砂防工	<p>山林砂防工事について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠隔地の急傾斜地又は狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次の作業を行うもの</p> <p>(1) 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等</p> <p>(2) 人力による資材の積込み、運搬、片付け等</p> <p>(3) 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等</p> <p>(4) その他各作業について必要とされる関連業務</p>
32 軌道工	<p>軌道工事及び軌道保守について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次の作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業</p> <p>(2) 新軌道建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業</p>
33 型わく工	<p>木工事において相当程度の技能を有し、主として次の作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) 木製型わく（メタルフォームを含む。）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く。）</p> <p>(2) 木坑、木橋等の仕拵え等</p>
34 大工	<p>大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの</p>

35 左官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物及び屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次の作業について主体的業務を行うもの (1) 配管及び管の撤去 (2) 金属・非金属製品（管等）の加工及び装着 (3) 電触防護
37 はつり工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次の作業について主体的業務を行うもの (1) コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く。） (2) 建築物の床又は壁の穴あけ
38 防水工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根又は地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板金工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工及び組立て・取付け作業並びに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（43ダクト工に該当するものを除く。）
40 サッシ工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付け作業について主体的業務を行うもの
41 内装工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石膏ボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業又はブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
42 ガラス工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
43 ダクト工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作及び取付け作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く。）
44 保温工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む。）材を装着する作業に従事するもの
45 設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整又は撤去作業について主体的業務を行うもの
46 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員
47 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

※ 高度な肉体的条件とは、主に人力作業に耐える身体、職種特有の作業に耐える頑健な身体、身が軽くバランス感覚が良好、高所作業や長時間作業が可能、作業に合った視力、手先が器用、気象条件に耐える、高齢者（65歳以上）でない等を想定します。

※ 職種番号は、国の職種番号とは異なっています。

我孫子市労働者に対する賃金等支払報告書(工事又は製造の請負の契約)

回目 提出日: 年 月 日

契約内容	契約番号	契約件名	
	履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日	履行場所
報告者情報	元請・下請の別	元請 ・ 下請(次)	商号又は名称 代表者氏名
	記入者 (担当者)		事業所の所在地
		連絡先 (TEL・FAX・Email等)	

①賃金等支払算定期間		年 月 日 ~ 年 月 日										②賃金等支払日		年 月 日			③報告書作成日		年 月 日	
番号	労働者の氏名 (b)居住地(我孫子市)	請負労働者	従事職種	労務報酬下限額	就業規則等に基づく年間所定労働時間	就業規則等に基づく1日の所定労働時間	労働日数	労働時間数		本契約に係る労働時間数		①の期間に支払われた賃金等				支払実績賃金単価	判定			
								うち割増賃金対象労働時間数	うち割増賃金対象労働時間数	基本給	定期に支給される手当等	本契約にのみ支給された手当等	臨時の給与額	「×」の場合の理由						
A	B	(b)	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	Q	R	S	T	

我孫子市労働者に対する賃金等支払報告書(工事又は製造の請負の契約)

記入要領(下請事業者/一人親方用)

回数 提出日: 年 月 日

契約内容	契約番号	契約件名	
	履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日	履行場所
報告者情報	元請・下請の別	元請 ・ (下請) (1次)	商号又は名称 代表者氏名
			事業所の所在地
	記入者 (担当者)	問合せ先 (TEL・FAX・Email等)	

共通事項
 ○この報告書には、対象となった請負契約書の写しを添付してください。
 ○詳細は、マニュアルを参照してください。

①賃金等支払算定期間		年月日 ~ 年月日		②賃金等支払日		年月日		③報告書作成日		年月日									
番号	労働者の氏名 (b)居住地(我孫子市)	請負労働者	従事職種	労務報酬下限額	就業規則等に基づく年間所定労働時間	就業規則等に基づく1日の所定労働時間	労働日数	労働時間数	本契約に係る労働時間数	①の期間に支払われた賃金等			支払実績賃金単価	判定					
										うち割増賃金対象労働時間数	うち割増賃金対象労働時間数	基本給			定期に支給される手当等	本契約にのみ支給された手当等	臨時の給与額	「×」の場合の理由	
A	B	(b)	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	Q	R	S	T
		○																	

労働者の氏名を記入してください。

我孫子市内居住者は「○」を、市外の場合は空欄です。

一人親方の場合は、「○」を付します。

マニュアル5ページの一覧からD欄職種に応じた額を選択してください。

マニュアル7ページの職種一覧から番号を選択してください。見習い、手元、年金は、その旨記入してください。

F、G、J、L、N、O、Q欄は記入不要です。

①賃金支払算定期間(請負契約期間)に係る労働日数、労働時間、本契約に係る労働時間を記入してください。※M欄が月毎の請負額又は出来高金額の場合は、当該額に係る労働日数、労働時間を記入してください。

請負契約に基づき契約金額を記入してください。※月毎又は一定の出来高払いの場合は、当該期間に係る請負額又は出来高金額を記入してください。

算定式(M÷K)に基づき算出してください。端数は、四捨五入です。

R欄の額がE欄の額以上であれば「○」を、未満の場合は「×」を記入してください。

T欄が「×」の場合(R欄の額がE欄の額を下回った場合は、**条例違反**となり、是正処分の対象となりますので、注意

※一人親方の場合の本報告書の作成は、請負契約に応じ次によります。
 1. 月毎の出来高に応じて請負金額の収受がある場合 月毎に作成
 2. 定められた期間の出来高に応じて請負金額の収受がある場合 当該定められた期間ごとに作成
 3. 請負契約期間後に請負金額の収受がある場合 請負契約全期間についてまとめて1枚で作成

我孫子市公契約に係る賃金等支払報告申出書

年 月 日

我孫子市長あて

申出者 事務所の所在地
商号又は名称
代表者の氏名

我孫子市公契約条例第8条第2項の規定により、同条第1項に規定する台帳の作成及び備付け並びに報告を自ら行うことを申し出ます。

契約件名		
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
履行場所		
担当者の氏名		
連絡先 (電話・FAX・Email等)		
契約の相手方	事務所の所在地	
	商号又は名称	
	代表者の氏名	

※この様式は、受注者（契約の相手方）を経由し、市長に提出してください。

受注関係者による賃金等支払報告の申出に係る報告書

年 月 日

我孫子市長あて

報告者 事務所の所在地
 商号又は名称
 代表者の氏名

受注関係者から、我孫子市公契約条例第8条第1項に規定する台帳の作成及び備付け並びに報告を自ら行うことの申出がありましたので、報告します。

契約件名	
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日
履行場所	
担当者の氏名	
連絡先 (電話・FAX・Email等)	
申出をした受注関係者	事務所の所在地
	商号又は名称
	代表者の氏名

添付書類 我孫子市公契約に係る賃金等支払報告申出書（様式第3号）